



令和 8 年 1 月 9 日

国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（2）

関東地方整備局は、小林建設株式会社（千葉県銚子市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 榎本 （内線：2511）

契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
小林建設株式会社	千葉県銚子市垣根町 2-313

2. 指名停止措置期間

令和8年1月9日から令和8年4月8日まで（3ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の営業担当者は、千葉県銚子市が発注した市内の市道舗装修繕などの工事2件の入札において、銚子市職員が漏洩した最低制限価格の算出に必要な直接工事費などの情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年10月31日、公契約関係競売入札妨害の罪で千葉地検に起訴された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の営業担当者が公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第8号>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内